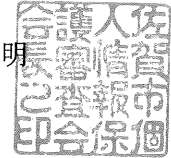


答 申 第 6 7 号  
平成24年11月1日

佐賀市教育委員会  
教育長 東島 正明 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号に基づき、平成24年10月23日付佐市  
教委函第43号により諮問がありました監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外から  
の収集については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。